

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告  
〔 駐 車 場 指 定 管 理 者 〕

|         |          |
|---------|----------|
| 神戸市監査委員 | 近 谷 衛 一  |
| 同       | たけしげ 栄 二 |
| 同       | 松 本 修    |

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 20 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

## 1 監 査 の 対 象

以下の駐車場指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理者の業務に係る出納及びその他の事務で、主として平成 19 年度執行の事務

### (1) 自動車駐車場

- ① 三宮駐車場指定管理者（パーク 24 株式会社）
- ② 湊川公園駐車場指定管理者（神戸電鉄株式会社）
- ③ 細田駐車場指定管理者（パーク 24 株式会社）
- ④ 新長田駐車場指定管理者（パーク 24 株式会社）
- ⑤ 和田岬駅前駐車場指定管理者（国際ライフパートナー株式会社）
- ⑥ 舞子駅前駐車場指定管理者（パーク 24 株式会社）

### (2) 自転車駐車場

- ① 東部建設事務所管内自転車駐車場（13 場）指定管理者（日駐管理株式会社）
- ② 垂水建設事務所管内自転車駐車場（5 場）指定管理者（神戸中央不動産事業協同組合）
- ③ J R 住吉駅前自転車駐車場指定管理者  
（特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸）
- ④ 阪神御影駅前自転車駐車場指定管理者  
（特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク）
- ⑤ 和田岬駅前自転車駐車場指定管理者（国際ライフパートナー株式会社）
- ⑥ 鷹取駅前自転車駐車場指定管理者（特定非営利活動法人たかとりコミュニティセンター）
- ⑦ 塩屋駅前自転車駐車場指定管理者（特定非営利活動法人輝しおや）

## 2 監 査 の 期 間

平成 20 年 8 月 25 日～平成 21 年 3 月 16 日

### 3 監 査 の 方 法

監査は、指定管理者の業務に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

### 4 事 業 の 概 要

#### (1) 駐車場の設置目的

##### ① 自動車駐車場

道路交通の円滑化を図るため、駐車場法または道路法に基づき設置されている。

##### ② 自転車駐車場

自転車等の放置を防止することで、歩行者等の通行の安全と円滑を確保するとともに、都市の生活環境の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に設置されている。

#### (2) 指定管理者選定理由

##### ① 自動車駐車場

「ビルメンテナンス能力」「駐車場経営能力」「地域密着度」の3点について総合的、相対的に評価し、選定を行った。

##### ② 自転車駐車場

駐車場管理業務委託料の見積もり合わせにより選定を行った。なお、JR住吉駅前、阪神御影駅前、鷹取駅前、塩屋駅前自転車駐車場については、「自転車駐車場を地域活動の一環として活用することを目的として応募する法人」のなかから、選定を行った。

#### (3) 事業の概要

駐車場及び指定管理者の所在地等は、第1表のとおりである。

第 1 表 駐 車 場 の 所 在 地 等 ( 自 動 車 駐 車 場 )

| 駐 車 場 名         | 駐 車 場 所 在 地                                              | 指 定 管 理 者 名 ・ 所 在 地            |
|-----------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 三 宮 駐 車 場       | 北7°ブロック：中央区加納町6丁目県道新神戸停車場線路面下<br>南7°ブロック：中央区加納町6丁目東遊園地地下 | パーク24株式会社<br>東京都千代田区有楽町2丁目7番1号 |
| 指 定 期 間         | 平成17年4月1日～平成21年3月31日                                     |                                |
| 湊 川 公 園 駐 車 場   | 兵庫区新開地1丁目湊川公園地下                                          | 神戸電鉄株式会社                       |
| 指 定 期 間         | 平成17年4月1日～平成21年3月31日                                     | 兵庫区新開地1丁目3番24号                 |
| 細 田 駐 車 場       | 長田区細田町7丁目                                                | パーク24株式会社                      |
| 指 定 期 間         | 平成18年4月1日～平成21年3月31日                                     | 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号              |
| 新 長 田 駐 車 場     | 長田区日吉町1丁目若松公園地下                                          | パーク24株式会社                      |
| 指 定 期 間         | 平成18年4月1日～平成21年3月31日                                     | 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号              |
| 和 田 岬 駅 前 駐 車 場 | 兵庫区和田宮通5丁目市道西出高松前池線路面下                                   | 国際ライフパートナー株式会社                 |
| 指 定 期 間         | 平成17年4月1日～平成21年3月31日                                     | 中央区海岸通6番地                      |
| 舞 子 駅 前 駐 車 場   | 垂水区東舞子町市道舞子駅北線路面下                                        | パーク24株式会社                      |
| 指 定 期 間         | 平成18年4月1日～平成21年3月31日                                     | 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号              |

第 1 表 駐 車 場 の 所 在 地 等 ( 自 転 車 駐 車 場 )

| 駐 車 場 名                 | 駐 車 場 所 在 地                                                                                           | 指 定 管 理 者 名 ・ 所 在 地              |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 東 部 建 設 事 務 所 管 内 13 場  | 東灘区:甲南山手駅前, 摂津本山駅前, 岡本駅前,<br>深江駅前, 青木駅前, 魚崎駅前, 阪急御影駅前<br>灘 区:六甲道駅前, 六甲駅前, 新在家駅前, 大石駅前,<br>王子公園駅前, 灘駅前 | 日駐管理株式会社<br>東京都中央区八丁堀1丁目5番1号     |
| 指 定 期 間                 | 平成17年5月1日～平成21年3月31日                                                                                  |                                  |
| 垂 水 建 設 事 務 所 管 内 5 場   | 垂水区:滝の茶屋駅前, 垂水駅前, くがの, 舞子駅前,<br>西舞子駅前                                                                 | 神戸中央不動産事業協同組合<br>中央区琴ノ緒町5丁目1番14号 |
| 指 定 期 間                 | 平成17年5月1日～平成21年3月31日                                                                                  |                                  |
| J R 住 吉 駅 前 自 転 車 駐 車 場 | 東灘区住吉本町1丁目及び住吉宮町4・7丁目                                                                                 | 特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸       |
| 指 定 期 間                 | 平成17年8月1日～平成21年3月31日                                                                                  | 東灘区住吉本町2丁目13番1号森田ビル3階            |
| 阪 神 御 影 駅 前 自 転 車 駐 車 場 | 東灘御影本町2丁目及び御影中町3丁目                                                                                    | 特定非営利活動法人東灘助け合いネットワーク            |
| 指 定 期 間                 | 平成17年8月1日～平成21年3月31日                                                                                  | 東灘区御影本町6丁目5番17号                  |
| 和 田 岬 駅 前 自 転 車 駐 車 場   | 兵庫区和田宮通5丁目                                                                                            | 国際ライフパートナー株式会社                   |
| 指 定 期 間                 | 平成17年4月1日～平成21年3月31日                                                                                  | 中央区海岸通6番地                        |
| 鷹 取 駅 前 自 転 車 駐 車 場     | 長田区長楽町2丁目, 浪松町2丁目及び須磨区大池町5丁目                                                                          | 特定非営利活動法人たかとりコミュニティセンター          |
| 指 定 期 間                 | 平成17年8月1日～平成21年3月31日                                                                                  | 長田区海運町3丁目3番8号                    |
| 塩 屋 駅 前 自 転 車 駐 車 場     | 垂水区塩屋町1・4丁目                                                                                           | 特定非営利活動法人輝しおや                    |
| 指 定 期 間                 | 平成19年4月1日～平成21年3月31日                                                                                  | 垂水区塩屋町字南谷876番地の23                |

(注 1) 塩屋駅前自転車駐車場は, 平成 18 年度は神戸中央不動産事業協同組合が指定管理者となっていた。

(注 2) 鷹取駅前自転車駐車場のうち, 鷹取駅北側駐車部分については, 平成 18 年度当初は財団法人神戸市都市整備公社が本市より管理委託を受けていたが, 平成 18 年 9 月より特定非営利活動法人たかとりコミュニティセンターが指定管理者となっている。

指定管理者が行う主な業務は、駐車場の利用及びその制限、駐車料金の徴収、施設の維持管理であり、業務量の推移は、第2表のとおりである。

第 2 表 業 務 量 の 比 較 ( 自 動 車 駐 車 場 )

| 項 目                                   |               | 平成19年度       | 平成18年度    | 対前年度<br>増 減 | 対前年度<br>増 減 率 |
|---------------------------------------|---------------|--------------|-----------|-------------|---------------|
| 三 宮 駐 車 場<br>自 動 車<br>使 用 料 収 入       | 年 間 延 利 用 台 数 | 571,958台     | 573,709台  | △1,751台     | △ 0.3         |
|                                       | 〃             | 22,014台      | 21,627台   | 387台        | 1.8           |
|                                       | 目 標 金 額       | 473,556千円    | 473,000千円 | 556千円       | 0.1           |
|                                       | 実 績           | 506,246千円    | 506,084千円 | 162千円       | 0.0           |
|                                       | ( 目 標 達 成 率 ) | (106.9%)     | (107.0%)  |             |               |
| 湊 川 公 園 駐 車 場<br>自 動 車<br>使 用 料 収 入   | 年 間 延 利 用 台 数 | 205,158台     | 222,478台  | △17,320台    | △ 7.8         |
|                                       | 目 標 金 額       | 157,360千円    | 157,300千円 | 60千円        | 0.0           |
|                                       | 実 績           | 159,026千円    | 172,658千円 | △13,632千円   | △ 7.9         |
|                                       | ( 目 標 達 成 率 ) | (101.0%)     | (109.8%)  |             |               |
| 細 田 駐 車 場<br>自 動 車<br>使 用 料 収 入       | 年 間 延 利 用 台 数 | 30,462台      | 28,658台   | 1,804台      | 6.3           |
|                                       | 目 標 金 額       | (注2)86,650千円 | 11,100千円  | —           | —             |
|                                       | 実 績           | 15,259千円     | 14,563千円  | 696千円       | 4.8           |
|                                       | ( 目 標 達 成 率 ) | —            | (131.2%)  |             |               |
| 新 長 田 駐 車 場<br>自 動 車<br>使 用 料 収 入     | 年 間 延 利 用 台 数 | 126,252台     | 133,736台  | △7,484台     | △ 5.6         |
|                                       | 目 標 金 額       | (注2)86,650千円 | 71,600千円  | —           | —             |
|                                       | 実 績           | 41,252千円     | 43,199千円  | △1,947千円    | △ 4.5         |
|                                       | ( 目 標 達 成 率 ) | —            | (60.3%)   |             |               |
|                                       | ( 目 標 達 成 率 ) | (注2) (65.2%) | —         |             |               |
| 和 田 岬 駅 前 駐 車 場<br>自 動 車<br>使 用 料 収 入 | 年 間 延 利 用 台 数 | 44,647台      | 48,248台   | △3,601台     | △ 7.5         |
|                                       | 〃             | 20,729台      | 19,966台   | 763台        | 3.8           |
|                                       | 目 標 金 額       | 41,800千円     | 41,800千円  | 0千円         | 0.0           |
|                                       | 実 績           | 46,053千円     | 47,519千円  | △1,466千円    | △ 3.1         |
|                                       | ( 目 標 達 成 率 ) | (110.2%)     | (113.7%)  |             |               |
| 舞 子 駅 前 駐 車 場<br>自 動 車<br>使 用 料 収 入   | 年 間 延 利 用 台 数 | 148,590台     | 146,891台  | 1,699台      | 1.2           |
|                                       | 〃             | 2,285台       | 1,245台    | 1,040台      | 83.5          |
|                                       | 目 標 金 額       | 55,156千円     | 54,000千円  | 1,156千円     | 2.1           |
|                                       | 実 績           | 59,053千円     | 58,216千円  | 837千円       | 1.4           |
|                                       | ( 目 標 達 成 率 ) | (107.1%)     | (107.8%)  |             |               |

(注1) 金額は、千円未満を四捨五入している。

(注2) 平成19年度は、細田駐車場と新長田駐車場とで一括して目標金額を設定している。

第 2 表 業 務 量 の 比 較 ( 自 転 車 駐 車 場 )

| 項 目                         |              | 平成19年度    | 平成18年度    | 対前年度<br>増 減 | 対前年度<br>増 減 率 |
|-----------------------------|--------------|-----------|-----------|-------------|---------------|
| 東部建設事務所管内13場<br>自 転 車 ・ 原 付 | 年間一時使用台数     | 374,182台  | 359,041台  | 15,141台     | 4.2           |
|                             | 年間定期販売数      | 32,856枚   | 33,459枚   | △603枚       | △ 1.8         |
|                             | 使用料収入<br>金 額 | 161,786千円 | 159,776千円 | 2,010千円     | 1.3           |
| 垂水建設事務所管内5場<br>自 転 車 ・ 原 付  | 年間一時使用台数     | 291,733台  | 316,315台  | △24,582台    | △ 7.8         |
|                             | 年間定期販売数      | 55,105枚   | 59,394枚   | △4,289枚     | △ 7.2         |
|                             | 使用料収入<br>金 額 | 135,881千円 | 160,036千円 | △24,155千円   | △ 15.1        |
| JR住吉駅前自転車駐車場<br>自 転 車 ・ 原 付 | 年間一時使用台数     | 78,795台   | 73,191台   | 5,604台      | 7.7           |
|                             | 年間定期販売数      | 6,216枚    | 13,593枚   | △7,377枚     | △ 54.3        |
|                             | 使用料収入<br>金 額 | 29,921千円  | 29,035千円  | 886千円       | 3.1           |
| 阪神御影駅前自転車駐車<br>自 転 車 ・ 原 付  | 年間一時使用台数     | 22,512台   | 24,198台   | △1,686台     | △ 7.0         |
|                             | 年間定期販売数      | 2,044枚    | 1,897枚    | 147枚        | 7.7           |
|                             | 使用料収入<br>金 額 | 8,690千円   | 8,484千円   | 206千円       | 2.4           |
| 和田岬駅前自転車駐車場<br>自 転 車 ・ 原 付  | 年間一時使用台数     | 5,687台    | 4,184台    | 1,503台      | 35.9          |
|                             | 年間定期販売数      | 848枚      | 877枚      | △29枚        | △ 3.3         |
|                             | 使用料収入<br>金 額 | 2,579千円   | 2,053千円   | 526千円       | 25.6          |
| 鷹取駅前自転車駐車場<br>自 転 車 ・ 原 付   | 年間一時使用台数     | 90,639台   | 70,587台   | 20,052台     | 28.4          |
|                             | 年間定期販売数      | 5,890枚    | 4,642枚    | 1,248枚      | 26.9          |
|                             | 使用料収入<br>金 額 | 25,393千円  | 20,239千円  | 5,154千円     | 25.5          |
| 塩屋駅前自転車駐車場<br>自 転 車 ・ 原 付   | 年間一時使用台数     | 15,235台   | —         | 15,235台     | 皆増            |
|                             | 年間定期販売数      | 2,994枚    | —         | 2,994枚      | 皆増            |
|                             | 使用料収入<br>金 額 | 20,838千円  | —         | 20,838千円    | 皆増            |

(注1) 金額は、千円未満を四捨五入している。

(注2) 鷹取駅前自転車駐車場の平成18年度の業務量のうち、鷹取駅北側駐車部分については、平成18年9月から平成19年3月末までの実績値となっている。(平成18年度当初は、財団法人神戸市都市整備公社が管理。)

(注3) 塩屋駅前自転車駐車場は、平成18年度は垂水建設局所管内自転車駐車場の数字に含まれている。

指定管理料のうち、業務にかかる管理委託料は渡し切りとなっているが、修繕費については年度終了後に精算を行うこととなっている。

指定管理料等の推移は、第3表のとおりである。

第 3 表 指 定 管 理 料 等 の 比 較 （ 自 動 車 駐 車 場 ）

(単位 金額：千円)

| 項 目    |                 | 平成 19 年 度 |       | 平成 18 年 度 |       | 対前年度<br>増 減 | 対前年度<br>増 減 率 |
|--------|-----------------|-----------|-------|-----------|-------|-------------|---------------|
|        |                 | 金 額       | 構 成 率 | 金 額       | 構 成 率 |             |               |
| 三宮     | 管 理 委 託 料       | 166,004   | 92.0  | 166,004   | 99.1  | 0           | 0.0           |
|        | 修 繕 費 精 算 額     | 14,396    | 8.0   | 1,438     | 0.9   | 12,958      | 901.1         |
|        | 当 期 収 入 合 計     | 180,400   | 100.0 | 167,442   | 100.0 | 12,958      | 7.7           |
|        | 報 奨 金           | 13,076    | —     | 13,011    | —     | 65          | 0.5           |
| 湊川公園   | 管 理 委 託 料       | 34,327    | 88.5  | 34,327    | 94.6  | 0           | 0.0           |
|        | 修 繕 費 精 算 額     | 4,473     | 11.5  | 1,967     | 5.4   | 2,506       | 127.4         |
|        | 当 期 収 入 合 計     | 38,800    | 100.0 | 36,294    | 100.0 | 2,506       | 6.9           |
|        | 報 奨 金           | 833       | —     | 7,649     | —     | △ 6,816     | △ 89.1        |
| 細田・新長田 | 管 理 委 託 料       | 52,577    | 96.9  | 52,577    | 93.2  | 0           | 0.0           |
|        | 修 繕 費 精 算 額     | 1,670     | 3.1   | 3,862     | 6.8   | △ 2,192     | △ 56.8        |
|        | 当 期 収 入 合 計     | 54,247    | 100.0 | 56,439    | 100.0 | △ 2,192     | △ 3.9         |
|        | 収 入 補 て ん 額 (△) | △ 30,140  | —     | △ 27,087  | —     | △ 3,053     | —             |
| 舞子駅前   | 管 理 委 託 料       | 42,623    | 97.9  | 42,623    | 95.0  | 0           | 0.0           |
|        | 修 繕 費 精 算 額     | 920       | 2.1   | 2,250     | 5.0   | △ 1,330     | △ 59.1        |
|        | 当 期 収 入 合 計     | 43,543    | 100.0 | 44,873    | 100.0 | △ 1,330     | △ 3.0         |
|        | 報 奨 金           | 1,559     | —     | 1,686     | —     | △ 127       | △ 7.5         |
| 和田岬駅前  | 管 理 委 託 料       | 24,547    | 92.5  | 24,124    | 94.3  | 423         | 1.8           |
|        | 修 繕 費 精 算 額     | 2,000     | 7.5   | 1,461     | 5.7   | 539         | 36.9          |
|        | 当 期 収 入 合 計     | 26,547    | 100.0 | 25,585    | 100.0 | 962         | 3.8           |
|        | 報 奨 金           | 1,276     | —     | 1,716     | —     | △ 440       | △ 25.6        |

(注1) 金額は、千円未満を四捨五入している。

(注2) 細田駐車場と新長田駐車場、和田岬駅前駐車場・和田岬自転車駐車場は一体管理となっている。

第 3 表 指 定 管 理 料 の 比 較 ( 自 転 車 駐 車 場 )

(単位 金額：千円)

| 項 目                        |               | 平 成 19 年 度 |       | 平 成 18 年 度 |       | 対 前 年 度<br>増 減 | 対前年度<br>増 減 率 |
|----------------------------|---------------|------------|-------|------------|-------|----------------|---------------|
|                            |               | 金 額        | 構 成 率 | 金 額        | 構 成 率 |                |               |
| 東 部<br>13<br>場             | 管 理 委 託 料     | 98,742     | 98.8  | 97,728     | 98.2  | 1,014          | 1.0           |
|                            | 修 繕 費 精 算 額   | 1,182      | 1.2   | 1,063      | 1.1   | 119            | 11.2          |
|                            | 消 耗 品 費 精 算 額 | —          | —     | 704        | 0.7   | △ 704          | 皆減            |
|                            | 当期収入合計        | 99,923     | 100.0 | 99,494     | 100.0 | 429            | 0.4           |
| 垂 水<br>5<br>場              | 管 理 委 託 料     | 85,621     | 99.2  | 96,151     | 98.7  | △ 10,530       | △ 11.0        |
|                            | 修 繕 費 精 算 額   | 667        | 0.8   | 832        | 0.9   | △ 165          | △ 19.8        |
|                            | 消 耗 品 費 精 算 額 | —          | —     | 419        | 0.4   | △ 419          | 皆減            |
|                            | 当期収入合計        | 86,288     | 100.0 | 97,402     | 100.0 | △ 11,114       | △ 11.4        |
| J<br>R<br>住<br>吉<br>駅<br>前 | 管 理 委 託 料     | 16,529     | 99.1  | 16,423     | 98.6  | 106            | 0.6           |
|                            | 修 繕 費 精 算 額   | 151        | 0.9   | 147        | 0.9   | 4              | 2.7           |
|                            | 消 耗 品 費 精 算 額 | —          | —     | 80         | 0.5   | △ 80           | 皆減            |
|                            | 当期収入合計        | 16,681     | 100.0 | 16,650     | 100.0 | 31             | 0.2           |
| 阪 神<br>御 影<br>駅 前          | 管 理 委 託 料     | 7,535      | 98.4  | 7,449      | 97.0  | 86             | 1.2           |
|                            | 修 繕 費 精 算 額   | 121        | 1.6   | 151        | 2.0   | △ 30           | △ 19.9        |
|                            | 消 耗 品 費 精 算 額 | —          | —     | 76         | 1.0   | △ 76           | 皆減            |
|                            | 当期収入合計        | 7,656      | 100.0 | 7,676      | 100.0 | △ 20           | △ 0.3         |
| 鷹 取<br>駅 前                 | 管 理 委 託 料     | 18,372     | 99.8  | 15,246     | 98.6  | 3,126          | 20.5          |
|                            | 修 繕 費 精 算 額   | 33         | 0.2   | 50         | 0.3   | △ 17           | △ 34.0        |
|                            | 消 耗 品 費 精 算 額 | —          | —     | 163        | 1.1   | △ 163          | 皆減            |
|                            | 当期収入合計        | 18,405     | 100.0 | 15,459     | 100.0 | 2,946          | 19.1          |
| 塩 屋<br>駅 前                 | 管 理 委 託 料     | 13,202     | 98.9  | —          | —     | 13,202         | 皆増            |
|                            | 修 繕 費 精 算 額   | 151        | 1.1   | —          | —     | 151            | 皆増            |
|                            | 当期収入合計        | 13,354     | 100.0 | —          | —     | 13,354         | 皆増            |

(注1) 金額は、千円未満を四捨五入している。

(注2) 塩屋駅前駐車場は平成18年度は神戸中央不動産事業協同組合が垂水建設所管内の自転車駐車場と一体管理していたが、平成19年度から特定非営利活動法人輝しおやが管理している。

## 5 監査の結果

### (1) 指定管理に関する事項について

指定管理の管理運営に対する評価は、全市の方針（「公の施設の指定管理者制度運用指針」）に基づき、利用者の満足度調査の結果等を踏まえ、過半数が外部委員で構成される指定管理者選定委員会で評価され、その評価は公表されている。

平成19年度自動車駐車場、自転車駐車場の今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する評価は、自動車駐車場6場のうち2場が4(提案内容をやや上回った)、4場が3(提案内容どおり)となっており、自転車駐車場指定管理者については、7団体のうち5団体が4、2団体が3となっており、いずれも当初の目的を達していると評価されている。

評価内容で、自動車駐車場において高く評価されたものとしては、「利用台数の大幅増に貢献し、利用料収入増に繋がった」、「収入増にはつながらなかったが、24時間営業の実施を円滑に進め、盗難防止対策など安全面での配慮に万全を期した」、「利用者の要望に適切に対応した、工夫」などであり、自転車駐車場において高く評価されたものとしては、「住民組織として、美しい駅前空間づくりに貢献している」、「新規アイデアを盛り込んでおり、使用料収入増を図っている」など、とりわけ特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)4団体は、すべてが4の評価を得ている。

また、監査の結果、指定管理の状況は、条例・協定書等に従って適切に管理運営されているものと認められた。

### (2) 指摘事項

指定管理者の業務に係る出納その他の事務については、おおむね適正に行われているものと認められたが、事務の一部について、次のような改善を要する事例が見受けられたので、本市所管局において今後適正な事務処理に努められるよう指導されたい。

#### ① 会計処理に関する事務について

(a) 自転車駐車場においては、様式を示して四半期ごとの収支状況報告を提出させているが、指定管理者により支出項目の記載の仕方や内容が異なっていたり、精算の対象である修繕費の明細が把握できていない事例が見受けられた。(自転車駐車場共通)

各支出項目の対象を明確にするとともに、記載の仕方を統一すること、及び修繕費明細を提出させるようするべきである。

(b) 自転車駐車場の事務処理について、会社等と異なりNPO法人については、事後に容易に検証できないような処理等が行われている以下のような事例が見受けられた。

(ア) 使用日報・使用月報については、記入した担当者の押印がしてあるのみで、決裁欄は使用されておらず、組織的なチェックがなされているのか文書上明らかでない。

(NPO法人共通)

適正な事務処理となるよう指導するべきである。

(イ) 事業費の支出にあたっては決裁や伝票処理ではなく、現金出納帳のようなものに日々手書きして、回収した領収書を添付しているのみで、各事業費と証拠書類との照合が困難になっている。(阪神御影駅前自転車駐車場)

各事業費と証拠書類との照合ができるよう指導するべきである。

(ウ) 支出決議書のようなものではなく、領収書がスクラップブックに貼付されているのみで、本市に提出されている収支状況報告との対応がわからない。(塩屋駅前自転車駐車場)  
収支状況報告や各事業費と証拠書類との照合ができるよう指導するべきである。

(エ) 指定管理者であるNPO法人が自転車駐車場事業以外にも事業を行っている場合に、各事業会計間での資金のやりとりの内容が明確でない。(阪神御影駅前自転車駐車場)  
(塩屋駅前自転車駐車場)  
他事業との区分経理を明確にするよう指導するべきである。

いずれも、事務処理にあたっては、組織としてのチェックがなされていることが明確になるよう、また、自転車駐車場の支払いは現金払い、立替払いが多いことから、現金管理や検証可能な帳簿の整理方法、預金口座の使い方等について、所管局において適切に指導するとともに、指定管理事業としての区分経理が明確になるよう指導されたい。

## ② 施設の管理運営について

(a) 協定書において、自動車駐車場は、1件あたり200,000円を超える修繕については実施及び時期について本市と指定管理者で協議を行うこととなっており、自転車駐車場については、1件あたり10,000円を超える修繕については本市が執行することとなっている。

(ア) 自動車駐車場においては本市との協議を行う修繕案件において、協議内容、結果など協議を行った文書が存在していない。(自動車駐車場共通)  
文書により明確にするべきである。

(イ) 自転車駐車場においては、1件あたり10,000円を超える修繕を指定管理者が実施し、本市と精算をしている事例が見受けられた。(自転車駐車場共通)  
協定書と異なる処理を行うのであれば、協議文書等により明確にするべきである。

(b) 継続して駐車場を使用している利用者から1か月ごとに徴収すべき定期使用料を、事後に数か月分まとめて徴収している事例が見受けられた。(和田岬駅前自動車駐車場)  
使用の意思を確認の上で、事前に使用料を徴収するよう指導するべきである。

## ③ 財産管理について

(a) 各施設における備品には、指定管理者制度導入以前からあるもの、指定管理料により購入したもの、指定管理者が自らの資金で購入したものなどがあるが、それぞれの備品の所有者を明確に区分して管理する台帳が整備されていない。(自動車駐車場・自転車駐車場共通)  
本市の備品と指定管理者の備品とを明確に区分して管理する台帳を整備するべきである。

(b) 指定管理者制度導入前の管理者のときからの備品が放置されている事例が見受けられた。前管理者が備品を取りにくる予定であったが、その後所有権を放棄するとのことで、そのまま放置されている。(湊川公園自動車駐車場)  
引継ぎ文書等において、備品の所有権の帰属を明確にし、放置されている場合については、適正に処置するべきである。

### (3) 意見

#### ① 指定管理業務の委託について

応募要領においては、「2 社以上で共同応募する場合は、代表する法人を指定管理候補者とし、他の法人は市が承認済みの業務再委託先として取り扱います。」となっている。

また、自動車駐車場については、協定書において、「指定管理者は委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ市と協議しなければならない。ただし、委託業務のうち、徴収業務については、第三者に再委託してはならない。」と定めている。

自転車駐車場についても、協定書に基づく、指定管理者の協定に定める事項として、「使用料の徴収事務については第三者への再委託は認めない。」とある。

ところが実際には、共同応募となっていないが主要な業務を委託している場合や、共同応募となっているが実質的には受託会社がほとんどの業務を行っており、あらかじめ役割分担・責任や業務範囲が明確でない場合があり、これについて本市との協議も文書化されていない事例が見受けられた。

(三宮・細田・新長田・舞子駅前自動車駐車場)

(湊川公園自動車駐車場)

(垂水建設事務所管内自転車駐車場・5 場)

いずれの場合も、指定管理業務の実質的な部分の大半が委託されていることを考えると、会社間の役割分担・責任、業務範囲等を文書化して明確にした上で、共同応募とする、あるいは共同事業体としての応募手法を採用するなど検討されたい。

#### ② 自動車駐車場における収支報告書の提出について

協定書に定められた自動車駐車場の事業報告では、収入及び経費の執行のうち精算対象となっている修繕費の執行内容のみが把握できるようになっている。しかし、業務の実施状況や管理・運営が適正かつ十分であるかを把握するとともに、購入備品の帰属を明らかにする意味でも、すべての経費の執行を含めた全体の決算状況がわかる収支報告書の提出を求めるよう検討されたい。

#### ③ 自転車駐車場における自動二輪車受入れにあたっての条件整備について

平成 18 年 5 月の駐車場法の改正により、排気量 50cc 超の自動二輪車は自動車駐車場で受け入れることとなった。これに対して本市においては、自動車駐車場で受入れの拡大や自転車駐車場の余裕部分での自動二輪車の受入れなどで対応している。現状の自転車駐車場で受入れは、あくまでも試行的な運用にとどまっており、条例上位置づけられている原動機付自転車と同じ料金しか徴収していないため、自動車駐車場に駐車する場合と比べると、割安な金額となっている。自転車駐車場で自動二輪車の受入れにあたっては、消防設備等の設置が必要となる場合や公安委員会の意見を聴かなければならない場合もあることから、個々の自転車駐車場における必要な条件の整備を行った上で、条例等の規定もあわせて整備されるよう検討されたい。

### (4) まとめ

以上監査の結果を述べたが、自動車駐車場においては、24 時間営業などの営業時間の延長や、定期料金の引き下げなどの料金の見直しなどを行って、利用者サービスの向上を図っており、さらに収支面においても、管理経費の削減、使用料収入増を通じて、指定管理者制度導入前と比較すると

一定の改善が図られている。一方、地域団体が指定管理者となっている自転車駐車場においても、地域の美化活動や不法駐輪指導とあいまって住民福祉の向上に寄与している。また、自動車駐車場、自転車駐車場の指定管理ともに、利用者満足度調査においても良好な結果を示している。

このように事業運営面においては、一定の成果を挙げているが、指摘事項等に記載したような問題点も見受けられる。現在は指定管理者制度の導入期であり、試行錯誤の面もあるが、指定管理者制度が住民サービスの向上に資するためには、今後とも引き続き、所管局による適切な指導監督のもとに運営される必要がある。

平成 21 年度からは、自動車駐車場、自転車駐車場とも、新たな指定管理期間に入り、指定管理者が交代するところも多く見受けられる。所管局においては、指定管理者の交代にあたって、円滑な引継ぎが行われるよう留意されるとともに、これまでの指定管理期間の経験、問題点を踏まえて、より一層の住民サービスの向上に資するよう努められたい。

#### 凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。  
「－」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。  
「ほぼ皆増」----- 増加率が 1,000% 以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。